

## 第7期 事業計画

自 平成29年7月 1日

至 平成30年6月30日

### 1. 活動理念

- ① 不動産に係る権利の明確化に寄与する。
- ② 公共の利益となる事業の速やかな実施に寄与する。
- ③ 官公署による、登記に関する事業の迅速な実施に寄与する。

### 2. 事業計画

#### (ア) 公共嘱託事業に関する受託事業

- ・ 問題解決型（相談、提案重視）事業展開の推進
- ・ 業務処理後の検討と改善策の検討の充実
- ・ 登記アドバイザーの更なる活用
- ・ 官公署における未登記処理事件解決の推進

#### (イ) 地図整備の促進に係る事業

- ・ 長野地方法務局が実施する法務局備付地図作成作業への積極的な参加
- ・ 長野市吉田地区0.450平方キロメートル、約2880筆についての登記所備付地図作成作業における全筆界点確定の推進

#### (ウ) 不測の災害に備えた体制づくりと予算措置

- ・ 地方税法第381条7項に基づく復興支援事業
- ・ 長野県との防災協定締結促進

#### (エ) 公共基準点設置に関わる事業

- ・ 登記所備付地図作成作業を受託した際の追加的公共基準点設置作業の実施および既存基準点の点検整備
- ・ VIII系原点周辺整備事業（櫓・桜・羅針盤型の説明文等）
- ・ 日本で海岸線から一番遠い地点（長野県佐久市田口）の1級基準点の維持管理
- ・ 長野県の中心への1級基準点設置作業を開始する。
- ・ 日本で一番短い県道への1級基準点設置事業を推進するため、調査を継続する。
- ・ 飯田地区公共基準点設置事業

#### (オ) 不動産の権利の明確化啓発事業

- ・県下小中学校グラウンドのトラックライン等の指標設置協力について、好評につき、継続事業とする。

- ・昨期好評だった一般市民への啓発活動としての公開講座を積極的に開催する。

- ・内部機関紙であった「公嘱しなの」をより啓発活動に利用するために事例特集、権利の明確化事業の詳細を掲示した内容とし、官公署および学校等に送付する。

- ・公式ホームページを活用し「公嘱しなの」を掲載するとともに、市民に特に関係の深い事業の取り纏めと紹介を行う。

- ・従来の安全ベストに加え、新たなユニフォームを作成し、作業時の安全と協会の啓発活動のため、着用活動を推進する。

(カ) 嘱託登記ハンドブック発行に向けた取り組み

- ・嘱託登記事業の啓発と理解促進のため「嘱託登記ハンドブック」の今期の完成を目指す。

(キ) 公益目的事業の更なる合理的推進のため、社員情報のデータベースについて更なる充実を図る。

(ク) 情報漏えい・サイバー攻撃・フィッシング詐欺等の情報セキュリティ被害を回避するため、セキュリティ機器等を最新の状態に保ち情報管理体制を強化する。

(ケ) 名誉ある公益社団法人の構成員としての自覚を常に持ち、技術および資質向上に努め、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。